

11 静岡県事務処理の特例に関する条例(抄)

平成 11 年 12 月 24 日
条例第 56 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 17 の 2 第 1 項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 55 条第 1 項の規定に基づき、知事及び教育委員会の権限に属する事務の一部を市町が処理することとするに
関し必要な事項を定めることを目的とする。

(市町が処理する事務の範囲等)

第 2 条 別表第 1 の事務の区分の欄に掲げる知事の権限に属する事務は、それぞれ同表の市
町の欄に掲げる市町が処理することとする。

2 別表第 2 の事務の区分の欄に掲げる教育委員会の権限に属する事務は、それぞれ同表の
市町の欄に掲げる市町が処理することとする。

附 則 (抄)

この条例は、薬事法等の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 84 号)の施行の日(平成 26
年 11 月 25 日)から施行する。

151 の 17	静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例(昭和 36 年静岡 県条例第 55 号。以下この項において「条例」という。)及び条例の施行 のための規則の施行に関する次に掲げる事務 (1) 条例第 9 条の 2 第 4 項の規定による勧告 (2) 条例第 10 条の 2 第 4 項の規定による勧告 (3) 条例第 10 条の 5 第 1 項の規定による届出の受付 (4) 条例第 10 条の 5 第 2 項の規定による届出の受付 (5) 条例第 13 条の 3 第 1 項の規定による届出の受付 (6) 条例第 13 条の 3 第 2 項の規定による届出の受付 (7) 条例第 17 条第 1 項の規定による報告及び資料の提出の要求((1)か ら(6)までに掲げる事務に係るものに限る。) (8) 条例第 17 条第 2 項の規定による指定並びに立入調査、質問及び資 料の提出の要求((1)から(6)までに掲げる事務に係るものに限る。)	静岡市 浜松市
152	特定の区域におけるキャンプの禁止に関する条例(昭和 43 年静岡県 条例第 25 号。以下この項において「条例」という。)及び条例の施行の ための規則(以下この項において「施行規則」という。)の施行に関する 次に掲げる事務 (1) 条例第 8 条第 1 項ただし書の許可 (2) (1)に掲げる事務のほか条例の施行に関する事務のうち施行規則に 基づく事務であって別に規則で定めるもの	浜松市 沼津市 下田市 伊豆市 東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 西伊豆町

別表第 2 (第 2 条関係) (略)

12 静岡県事務処理の特例に関する条例の施行のための知事の権限に属 する事務に関する規則(抄)

平成 12 年 3 月 31 日
規則第 90 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、静岡県事務処理の特例に関する条例(平成 11 年静岡県条例第 56 号。以
下「条例」という。)の施行に関し、条例の規定により市町が処理することとされる事務の
うち規則で定めるものその他必要な事項について定めるものとする。

(市町が処理することとされる事務)

第 2 条 次の表の中欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

24	条例別表第 1 の 152 の項(2)に掲げる 事務	特定の区域におけるキャンプの禁止に関す る条例施行規則(昭和 43 年静岡県規則第 8 号) 第 6 条の規定による許可の取消し
----	-------------------------------	--

第 3 条 (略)

附 則 (抄)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。